平成２９年（フ）第８６８８号
東京都豊島区千早１丁目６―12―301、開始決定時の住所東京都足立区西新井栄町３―１―６　西新井栄荘307
破産者　井上恵美子
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８４４号
東京都足立区加賀２丁目31―２―605
破産者　木島　　勉
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９２８号
東京都大田区上池台５丁目17―21―103
破産者　大野信こと　朴　　信
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９２９号
東京都大田区上池台５丁目17―21―103
破産者　大野　牧子
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３４７号
埼玉県さいたま市浦和区上木崎４丁目２番28号
破産者　株式会社ソネット
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４５５号
東京都世田谷区上野毛４丁目33番13―308号、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区上野毛４丁目34番８号
破産者　有限会社フジタコミュニケーションズ
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４５６号
東京都世田谷区上野毛４丁目33―13―308
破産者　藤田由美子
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４６８号
東京都足立区西新井栄町３丁目３番２号
破産者　ＡＩＬＡＮＡ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ株式会社
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４６９号
東京都渋谷区宇田川町16―８　渋谷センタービルＢ１、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区上井草１丁目28番16―501号
破産者　株式会社クラージュプランニング
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４７０号
東京都港区麻布十番３丁目５―10―901
破産者　白石　隆次
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４７７号
東京都渋谷区神宮前４丁目２番17号
破産者　株式会社ＦＡＢ
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４７８号
滋賀県東近江市山路町2921、開始決定時の住所東京都渋谷区恵比寿南１丁目18―１―103
破産者　小嶋　裕子
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４７９号
滋賀県東近江市山路町2921、開始決定時の住所東京都渋谷区恵比寿南１丁目18―１―103
破産者　長谷川　慶
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４９４号
東京都新宿区西新宿１―10―１　安田生命第二ビルＢ１、商業登記簿上の本店所在地神奈川県川崎市麻生区片平５丁目31番16号
破産者　株式会社ブランケネーゼ
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４９５号
東京都練馬区光が丘５丁目６―１―905
破産者　伊藤昭三郎
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５２８号
東京都練馬区豊玉北１丁目26―２―107
破産者　高田　祐之
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５３１号
東京都中野区丸山２丁目28番18号
破産者　有限会社エヌエス・スチール
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５３２号
東京都中野区丸山２丁目28―18　第２メゾン篠崎302
破産者　相羽　正三
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５３６号
東京都八王子市下恩方町308番地の11
破産者　株式会社ミクロン・エンジニアリング
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５３７号
神奈川県横浜市青葉区荏田西１丁目９―１―306
破産者　渕上　光一
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部